

株式会社日東分析センター分析評価業務受託約款

(2009. 3)

(目的)

第1条 本約款は、株式会社日東分析センター(以下「NTC」という。)が受託する分析評価業務(以下「本業務」という。)を遂行するために委託者とNTCが共通に合意する基本的事項を定めることを目的とします。

(適用)

第2条 委託者およびNTCは、次条で成立した個別契約のほか、本約款に従い契約を履行するものとします。

(個別契約)

第3条 本業務の個別契約は、NTCから提出する見積書に基づき、委託者から委託者の定める注文書あるいはNTCの定める分析依頼書による本業務委託申込みがあり、NTCがその受託を承諾したときに成立するものとします。

(委託費用)

第4条 本業務の委託費用は、個別契約で定められた料金を消費税額相当分と併せてNTCが別に定める支払い請求手続きおよび支払い条件に従い支払われるものとします。

(秘密保持)

第5条 NTCは、本業務により知り得た委託者の業務上の秘密および技術上の秘密(以下総称して「秘密情報」という。)を委託者の承諾を得ない限り、第三者に開示しないとともに、本業務以外の目的では使用しないものとします。但し、次の情報については、この限りではありません。

- (1) 委託者から開示を受ける以前にNTCが自ら所有していた情報
- (2) 委託者から開示を受ける以前に公知の情報
- (3) 委託者から開示を受けた後に自己の責によらずして公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに適法に取得した情報
- (5) 秘密情報を利用せず、独自に開発した情報

2. 前項の規定に関わらず、委託者の承諾を得て、NTCが本業務の一部又は全部を第三者に委託する場合には、再委託に必要な情報を当該再委託先に開示させていただきます。ただし、NTCは前項の規定に基づいて負担する義務と同様の義務を当該再委託先に負担させることとします。

3. 本条の各規定は、業務報告書提出後5年経過するまで有効とします。

(結果報告)

第6条 NTCは、原則として個別契約で定められた期間内に本業務の結果を業務報告書にて委託者に報告するものとします。

(資料等の提供)

第7条 委託者には、個別契約で定められた本業務遂行に必要な試料、資料、情報等(以下「資料等」という。)を可能な限りNTCに提供していただき、本業務遂行の便宜を図っていただきます。

(結果の利用等)

第8条 委託者が本業務の結果を利用して生じた損害については、本業務の遂行につきNTCに過失があった場合を除きNTCは一切責任を負いません。

2. 本業務の遂行につきNTCに過失があり、本業務の結果につき誤りがあった場合は、NTCは委託者と協議の上、NTCの費用負担により依頼された本業務を再実施するか、個別契約に定められた委託料金を限度に委託者が被った損害を弁償します。

(契約の変更・解約)

第9条 委託者およびNTCは、やむを得ない事情により個別契約の履行が困難な事態が発生したときには、相手方と協議の上、個別契約を変更または解約することができるものとします。

(不可抗力)

第10条 NTCは天災地変その他NTCの責めに帰することのできない事由により個別契約の履行が困難になったときには、その措置について、委託者と協議の上決定するものとします。

(協議事項)

第11条 本約款に定めのない事項または本契約の各条項に関する疑義については、委託者、NTC両者誠意をもって協議の上決定するものとします。